

文化庁長官官房著作権課気付 文化審議会著作権分科会御中  
「文化審議会著作権分科会報告書（案）」に関する意見

## 文化審議会著作権分科会報告書（案）の

### 「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止」の検証

平成15年12月31日

コミックレンタル有志の会 幹事 浜井 識安  
幹事 赤田 和博

はじめに

「コミックレンタル有志の会」（以下当会）は、現在全国各地で、コミックを中心とした書籍・雑誌のレンタル業を営む53店の小売業の団体です。

文化審議会著作権分科会報告書（案）への意見募集では当会は「書籍・雑誌等への貸与権付与」に反対し、「関係者の合意が形成された事項」から削除することを求めています。当会は報告書（案）及び法制問題小委員会資料の検証を行ってきましたが、貸与権連絡協議会からは必要データの提供を得られず、12月24日の募集期限には間に合わなかったため、改めてここに詳細な検討結果を申し述べます。

報告書（案）は以下に述べるように状況の把握や解釈が一面的、部分的で、その審議は性急で誤ったものとなっています。貸与権付与は現在生業として行われているコミックレンタルに致命的な打撃を与え廃業に導くものであり、ひいてはコミック読者を減少させることで、コミック文化の衰退を招くものであります。われわれコミックレンタル有志の会は強く反対し、消費者、小売業の意見を踏まえた慎重な再審議を求めます。

「書籍・雑誌の貸与権」に関する報告書は次のように構成されている。

#### 問題の所在に付いては

- a、国内の状況は大手レンタル業者に始めとする多くのレンタルブック店が参入する予想である。
- b、すばる書店の実験によると貸出禁止期間を設けなかったものの販売には影響が出ている。
- c、韓国ではレンタルブック店が中心で、コミック販売数の激減がある。

#### 検討の結果は

- d、旧来の貸本業者の貸本業者との協議が整ったから暫定措置の廃止が適当である。
- e、利用者とレンタル業者に配慮し、集中管理体制と、適切な使用料と禁止期間の設定が不可欠である。

いずれも事実誤認や謝った解釈に基づく判断であり、「関係者の合意が形成された事項」とすることは誤りである。また管理体制に付いては貸与権連絡協議会なるものが、コミックの3ヶ月禁止、定価相当の使用料を上乘せした新品によるレンタル店へのコミック供給を企図しているようであるが、不当である。以下個別に検証を行い、問題点を指摘する。

## 1、韓国の状況

「韓国の状況」の報告書要旨は以下のようであるが、解釈を誤っている。

韓国ではマンガは「買って読むもの」から「借りて読むもの」という意識が浸透し、コミック販売数の8割は貸本店が購入している。消費者が直接購入するのは全販売数の2割にすぎず、コミック販売数はピーク時の1～2割に激減した。韓国では貸与権がなく、作家は貸与による利益を享受できず、「まんが貸与権」の導入が議論されている。

a , 韓国のコミック事情は健全なコミック文化の成長の初期段階である。

日本におけるコミック文化は戦後一般化し、最初は収入の乏しい若年層によって受け入れられた。当然安く読める貸し本屋がコミック流通の中心となった。昭和27年頃から「会員制」、「保証金なし」の近代的貸本屋が増加し、5年後の32年頃には3万店のピークを迎えている。当時の本は収入に比べ大変高いものだった。昭和34年の少年マンガ週刊誌の創刊を契機に販売市場が立ち上がり、賃金水準が徐々に上昇し、コミック読者が成人し収入が増加するに伴い、コミック文化が花開き、30年代後半からは次第に貸し本屋の減少が始まり、替わって販売市場が中心となり、今日にいたっている。(資料、より)

一方韓国の状況は「韓国では1995年頃から、日本の人気コミックが輸入されたことも一因となり、コミックブームが到来した。その後、1997年頃までに、韓国で漫画週刊誌が相次いで創刊され、定期購読者数を着実に伸ばしていき、韓国社会の中にも漫画文化が定着した。」ということである。(資料より)

同時期の貸本店に付いては「1997年のIMF通貨危機後の不況により、失業率が高まり、低資金で開業できる貸本業者が多数開店した。1998年のピーク時には、4700万人の人口に対して2万店の貸本店があるといわれていたが、その後の淘汰によって、現在は8,000店前後となった。」(資料より)。また韓国の貸本店は3,4坪の小型店が中心とのことで、戦後の日本の貸し本屋に酷似している。

日本では近代的貸本業がピークを迎えるのに約5年かかっているが、韓国では97年の通貨危機の不況で約半分の3年程度でピークを向かえ、その5年後の2003年には実に40%の8,000店に減少している。日本に比べて劇的なコミック文化の立ち上がり、コミックの普及が行われたというべきである。貸本店がコミック流通の中心であり、販売市場の成長を待たずに短期間で貸本店舗数の激しい増減があれば、拡大期に

は通常需要に加え開店用在庫も購入されるために、販売数の増減は店舗数の増減に輪をかけたものになるはずである。但しその販売数の暦年推移は不明である。( 8, 27 法制小委員会 資料3の「韓国マンガ出版の現状に付いて」に掲載された「韓国大手出版者の1点当たりの平均販売部数」の暦年推移は発行点数増減に左右されるので販売市場のデータとしては不備がある。)

資料 の筆者は「韓国ではコミックは「借りて読むもの」となった」「一度「借りて読む」スタイルが定着すると、読者に再びコミックを購入するように働きかけることは容易ではないのである。」と販売市場の行く末を悲観しているが、日本のコミック文化の歴史を顧みない杞憂である。

マンガ文化に最初に反応するのが、子供や学生であることを考えれば当初貸本が中心になるのは当然であり、販売市場が立ち上がるにはあと数年間、読者層の成長を待たなければならない。韓国の貸し本中心のコミック流通市場は戦後日本のコミック文化の黎明期と同様であり、健全で、かつ不況が作用した劇的なコミック文化の立ち上がりを示している。

ましてや日本でもコミックレンタル店が増え「韓国と同じ状況に陥ることは自明である。」(資料 )として、貸与権の必要な根拠とすることは暴論そのものである。市場が成熟して60歳までのコミック読者を持ち、新品販売、中古販売、マンガ喫茶などが競争しあい、貸し本屋(レンタル含む)が2~300店しかない日本においても、韓国同様の貸し本の店舗数増加と販売の減少がおきると言うことは歴史認識の欠落した被害妄想と言うべきである。

日本の作家が韓国の状況を見て貸本を非難するのは、貸本によって成長した己(日本のコミック文化)の出生に対して唾することと同様である。

#### b, 販売価格が高いほどレンタルは普及する

韓国ではコミックのレンタル料は300から380ウォン、販売価格は5,000ウォンとのことなので、これを円換算し賃金水準から価格のイメージを作ってみる。

2001年の月額賃金は韓国1,727,000ウォン、日本は302,200円です。(資料 )通貨換算を10対1にすると172千円と302千円になり、韓国の賃金水準は日本の57%です。賃金水準(57%)を加味した韓国での販売価格は877円相当となり、レンタル価格は53円から67円相当となる。日本での価格は販売が410円、レンタル40円から80円ですから、レンタル価格は大きく、販売価格は2.13倍となります。韓国でのコミック販売価格は日本の倍以上の価格実感の為、販売よりレンタルが中心になるといえる。この点でも本が高かった日本の昭和30年代と似ている。

韓国でのこの問題の解決は賃金水準を上げるか、若年読者層の成長を待つか、販売価格を下げるかしかないことになる。またレンタルと販売の価格競争の面では、日本においてはレンタルが韓国ほどに販売市場を席卷することはありえない。販売とレンタルの

価格水準の面からも日本で韓国のようにレンタル中心で販売市場が縮小するという見解は間違っただけのものとなる。

## 2、「著作者の経済的利益に対する影響」について

「著作者の経済的利益に対する影響」の報告書要旨は次のようであるが影響評価が部分的、恣意的で誤っている。

雑誌協会がすばる書店で実験を行ったところ毎月25,000冊から、30,000冊の貸出しがあり、売上は約250万円前後である。最新刊と前巻売上を比較したところ、貸出禁止期間を設けなかったものは13作品中11作品が全国平均より低いという結果が出ている。

またレンタルコミックに関する意識調査では、レンタルコミックの潜在的なニーズや本の売上への影響がわかるデータが出ている。

### a, 直接の新品販売の影響は軽微である

すばる書店の実験に基づくレンタルの「新刊販売への影響」は著しく不備で、しかも奇異である。通常新品販売への影響を計るにはタイトルごとの影響だけでなく販売全体への影響を見るものである。レンタルは販売価格に比べ安い、読む時間が限られ返却が面倒である。とりわけ人気作品ほど貸出し中で読みたいときに読めないという欠点を持つから販売が伸びることがありうる。また経営的には単純に貸出し中の欠品を減らそうとすればコストがかさみ収益の悪化に結びつきやすい。収益バランスの取れた段階での影響調査が必要である。さらに直接の販売数に加えレンタル仕入れ数を加えた「総販売数」を検証しなければならないが、事項で検討する。

正確に影響を測るには、最低でも「前巻対比」の元となった「前巻販売数」、と「新刊販売数」のデータが必要である。当職は貸与権連絡協議会に元となったタイトルの販売実数とコミック全体の販売データの開示を求めているが、2週間経過して、いまだ開示されていない。不誠実である。

致し方ないので、検証としては不本意ではあるが、ある書店での掲載タイトルの販売数を調べ指数化した「A店販売指数」を「全国新刊売上指数」として推定し、売り場規模からすばる書店のコミック全体売上を500万円、11,000冊とし、「ONE PIECE 28巻」の前巻販売数を500冊とするという2点の推定値を導入した。その後リストタイトルそれぞれの実売数を推定し、合計数での販売数と比率差の算定を行った。詳細は添付資料 となる。詳しい算定方法は添付資料 の下段に書いている。なお検証にこれらの推定が必要なのは、貸与権連絡協議会が検証データを開示しないからである。一国の法制度を変更するのにこのように不備なデータで行われるということは空恐ろしいことである。

添付資料 「実験店における新刊への影響」の合計値のデータから言えることは、す

ばる書店におけるリストタイトル合計の前巻対比は99、59%（ ）となり、全国売上の比率差は資料不備のe、pを除き2、23%（ ）となる。

「直接の販売数」に与える影響は極めて「軽微」もしくは地域的な誤差の範囲内で「影響は認められない」と言うべきである。

なおこれらのタイトルはレンタル開始直後2ヶ月間の発売のものだけであり。月レンタル売上が270万円の時である。同店の売上は10月で182万円と33%下げている。当然レンタル仕入も33%減少し影響も変動していることが予想される。7月発売以降のデータも、仕入金額の推移とともに開示されることが必要である。

b、レンタルは総販売数にもプラス貢献する。

加えて、レンタルの販売数に与える影響を正確をはかるには、レンタル仕入れ冊数を「直接の販売数」に加えた「総販売数」で検証することが必要である。8.27法制問題小委員会資料3にはタイトルごとのレンタル仕入数が掲載されていて、特殊事情のe、pを除きレンタル用仕入数合計は230冊となっている。実験店における推定の新刊販売数は2、491冊であるから、レンタル仕入を含めた「総販売数」は2、721冊となる。前巻販売数は2、550冊であるから実験店における前巻対比は106.71%となる。また全国平均97.83%との差はプラス8.88%となる。レンタルを始めたことで「総販売数」が6%から9%伸びたと推定される。

生活の場面でのコミック利用の増加がコミックの話題を増やし、販売にも潜在購買層を増やし、レンタル用仕入れの増加と相乗し、総販売数にも好影響を与えたと思われる。レンタルによる「総販売数」の増加分は印税として作家に還元され、作家の利益も増大したことを意味する。とかく作家はレンタルにより何の還元を受けていないといわれるが、事実と反する。

報告書(案)のように「13作品中11作品が全国平均より低いという結果がでている」ということは誤った報告となり、「レンタルによる販売への影響はプラス貢献し、レンタル市場の創出は作家の経済的利益にも合致する」と総括すべきである。

これを国民経済の面から見ると、最低売上の10月においても22,795冊が貸し出され、182万円の利用者の支出が行われている。レンタル利用高+販売の顧客の支出総額から見ると34%、172万円の増加である。利用総冊数では3倍になっている。少子化、携帯との競合で他の業種が10数%の落ち込みで苦しむ中、全国コミック販売数がここ2、3年はおおむね横ばいで推移しているのは、コミックにおいてはマンガ喫茶、新古書店、コミックレンタルなど多様な利用機会が提供され、読者層が形成されつづけていることと関係すると推察される。レンタルの規制は作家自身の経済的利益にも反することとなる。

### 3、国内の状況について

「国内の状況」に付いての報告書要旨は次のようであるが、コミックレンタルは韓国のようにコミック流通の中心となることはありえない。

国内の状況は200から250店の「レンタルブック店」があり、レンタル最大手の「ゲオ」、「CCC」が参入予定であり、今後多くの事業者がレンタルブックビジネスに進出する可能性がある。

#### a、経営的な側面から

現在200から250店といわれているレンタルコミック店はビデオレンタル併設型がほとんどである。売上は70万から250万、売り場は15から45坪、原価率は20から40%くらいで営業されている。総じてコミックレンタル店は収益性が悪く単独店としては成立していない。主に大型店に対する中型店（80から150坪程度）の集客対策として導入されているため、中小のビデオレンタル店がほとんどである。なお大手チェーンには同じ集客効果をねらうものとして大型の新品書籍販売への志向性を強めているところもある。

添付資料「現状の収益」の「A、標準店」は、ある中小の会社のビデオ併設店の平均的なコミックレンタル部門の収益であり、それを「標準店」とする。単独店とはなり得ないので、人件費、物件費などは概算である。

ビデオレンタルと比べると原価率は約半分の20%である為に税引き前当期利益は34万円を計上しているが、キャッシュフローは3万円にしかない。初期投下資本の1,410万円の返済が限度で、収益を元にした新規出店は不可能である。コミック単独店では経営できない。また小規模会社なら、オーナーが人件費を無視して生業として行うレベルである。もしくは収益部門（大方はビデオレンタル部門）の補完として集客力強化の為に併設されている。

同様の試算をすばる書店の10月売上を元に試算してみたのが「B、すばる書店試算」である。同じく税引き前利益は計上しているが、元金返済を含めたキャッシュフローは5万円であり、投資効率のよい部門とはいえない。8月からの売上低下傾向を加味すれば売上と利益はもっと下がっていくと思われる。

#### b、価格論として

レンタルは返しに行くのが面倒なものであり、購入との価格差が大きくなるとなかなか市場拡大しない。コミックレンタルは図書館、中古書店の100から300円、新品書店の410円と競合するためレンタル価格は40円から80円程度で低く抑えられることになる。レンタルにとって100円を切る価格は、新聞に「ビデオ100円戦争」と書かれるように不採算価格の象徴である。コミックレンタルはレンタルであることで、貸出し管理、返却処理とも店内でかかる手間はビデオとまったく一緒であり、40～80円で採算を取るとはとても大変となる。このことがそれほど店舗数の増加が見込め

ない理由のひとつである。

「旧来の貸本店」の減少や古書店との兼業が進むのはいわれないことではなく、貸与という面ではおかれている環境はまったく同じである。「レンタル業」としての多少の経営合理化の余地はあっても大きく収益構造を変えることはできない。韓国の8000店を比較対象にして「今後多くの事業者がレンタルブックビジネスに進出する可能性がある。」というのならその具体的な根拠の明示が必要であるが何も示されていない。単なる夢想を基に法改正が企図されている。

それでもなお拡大すると見なすならば、貸与権連絡協議会に集う書店や出版社、作家が自由に市場参入すればよいことである。直接経営しなくとも資本参加でも可能である。

#### 4、関係者間の合意形成について

報告書(案)「検討結果」は次のような要旨であるが、事実に反し関係者間の合意形成は行われていない。

新たなレンタルブックの出現により「書籍・雑誌の貸与」に係る暫定措置が儲けられた昭和59年とは大きく環境が変化し、貸与による著作権者への経済的な影響は大きくなっている。旧来の貸本業者の「全国貸本組合連合会」と著作権者との協議が整った状況を鑑みれば、暫定措置の廃止が適当である。但し、レンタルブックへの消費者ニーズに答えレンタルブック店が円滑に事業を行えるよう集中管理体制を整備し、適切な使用料及び禁止期間を設定することが不可欠である。

##### a、旧来の貸本業者からの意見書

「著作権者との協議が整った」とされる「全国貸本組合連合会」は12月24日付けで「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止については、「関係者間の合意が形成された事項」とはいまだいえず、協議を続行中であり、さらに検討を重ねるように求めます。」という意見書を著作権課宛てに送付しているとのことである。(添付資料)

同意見書の中では、取りざたされている「一定期間の貸出し禁止や高額の使用料には絶対反対です。」と書かれ、ビデオレンタル併設型コミックレンタル店を代表する「コミックレンタル有志の会の提言にも是非耳を傾けていただきたい」と求めている。

末尾には「貸本業は商業出版の成立とほぼ時を同じくして誕生し、新刊販売、古書販売と共に読者の選択に任されてきたものであり、その消長はその時々々の出版事情により起伏を重ねてきたものであります。」と歴史の重みを持って、短兵急な貸与権審議を戒めている。

##### b、その他のレンタル業者との協議

現在貸本業はビデオレンタル併設型のコミックを中心としたレンタルとして200余店で行われている。当コミックレンタル有志の会はそのうち53店を組織し、10月30日に法制問題小委員会、コンテンツ専門調査会を含む、関係部所に「書籍雑誌等へ

の貸与権付与に反対します。」という意見書を送付している。(添付資料 ) 12月19日と24日にも著作権審議会宛に同趣旨の意見書を送っている。

しかるに法制問題小委員会の議事録を見るに当会の貸与権への反対意見書は報告も、審議も行われていないようである。貸与権付与に反対する当会と貸与権連絡協議会の協議はこれから始まるようとしている。

報告書には「関係者間協議の結論を得て」と記載されていますが、既存のレンタル業者である当会は「関係者」として認められないのか。強い憤りと共に抗議する。

#### c、大手のレンタル業者の参入予定

当職の知る限りでは「大手レンタル業者」といわれているブックオフは1店、CCCが2店(TUTAYAと記入あるホイッスル)、計わずか3店に過ぎず、コミックレンタル業を営む大半はわれわれ中小のレンタル業者であります。また聞き及ぶところではブックオフ、CCCにはコミックレンタルの出店計画はなく、ゲオも1店営業していたが、現在閉鎖中で、むしろ大型の新品書店の展開に強い関心を持っているようである。

上記「3、国内の状況」で触れたように、コミックレンタルは収益性が低く「大手レンタル業者」が、空きスペースの活用などの特殊事情を除き、標準的な収益部門として積極的に展開する可能性は乏しい業態であり、自由にレンタルできる現在でも展開していないのに、より収益状況が悪化する貸与権付与後に積極展開することは常識的には考えられない。

### 5、管理事業スキームの問題点

管理事業スキームについては報告書(案)次のように消費者とレンタル業者への配慮も書いているが守られていない。

暫定措置の廃止が適当である。但し、レンタルブックへの消費者ニーズに答えレンタルブック店が円滑に事業を行えるよう集中管理体制を整備し、適切な使用料及び禁止期間を設定することが不可欠である。

#### a、消費者、レンタル業者の代表の不在

書籍・雑誌の貸与権は主に法制問題小委員会で審議されているようだが、同委員会には消費者代表、レンタル業者代表は出ていないし、当会は反対意見表明を行い、日本弁護士連合会も慎重審議を求めているのに、ただただ貸与権連絡協議会の報告を鵜呑みにして法制化の手続きを急いで進めているようである。議事録を見ても実質的なレンタルの功罪に関する審議の行われた形跡は見当たらない。かように審議を急ぐ現実的な理由は皆無であり異常である。

#### b、管理事業スキームはレンタル潰しになることが必至

書籍・雑誌に貸与権がなくレンタルが自由に営業できる現在でも「旧来の貸本業者」

と中小のレンタル業者によって300店前後で細々と行われているにすぎない。人口40万人に1店の割合だから、大半の消費者は「貸本店」や「コミックレンタル店」の存在すら知らない。禁止や、使用料負担が実施されれば、経営的に耐えることができないので相当数のレンタルからの撤退が発生すると思われる。

取りざたされている貸与権連絡協議会の貸与条件、禁止期間3ヶ月、使用料は定価で新品のみの仕入れの条件で前述の標準店とすばる書店の収益をシミュレーションしたのが添付資料「貸与権付与後の収益」の「A、標準店」である。

標準店では禁止期間3ヶ月で売上は10から20%減少すると思われる。仮に10%の落ち込みとして試算する。また使用料は定価での新品購入のみでの仕入れなので、通常仕入れは2倍になり原価率は倍の40%となる。初期仕入れコストは約@460円×2×3万冊=2,760万円、総投資額は3,270万円となり、月あたり金利は約4万円、月次元金返済は54万円にはね上がり、税引き前当期利益は2万円の赤字となる。キャッシュフローも毎月51万円の減少になり、元金返済も不可能になる。多くのコミックレンタル店が「貸与権がついたらコミックレンタルは止める」と話しているが無理もない数値である。

同様の試算をすばる書店で行ったのが、同資料の「B」である。すばる書店でも税引前利益は9万円、キャッシュフローはマイナス32万である。同書店はコミックレンタル店開始時をピークに売上は低下傾向があり、なおかつ11月の売上では売り場坪当たり粗利益が3万となっている。通常レンタル部門は6~7万円の粗利益が必要であり、すばる書店の46坪は早晚20坪に縮小する数値である。そうなるとおそらく「標準店」のように売上は120~150万程度で推移すると思われる。使用料を加味した時同じく赤字で、初期投資が回収されないため、店舗数を増やすことはおろか初期投資回収すら困難となる。貸与権付与がレンタル潰しとなることは必至である。

### c、管理事情スキームの独占禁止法上の問題点

当会は貸与権連絡協議会からの協議要請を受け、文化庁に対し管理事業スキームの法的な保証を問い合わせたところ、「附則4条2項の廃止だけです。」との回答なので、当事者として下記の点に付いて公正取引委員会に対し問い合わせしているがまだ回答を得ていない。その旨は12月24日付けコミックレンタル有志の会意見書でも報告している。

#### 書籍・雑誌の運用システムの独禁法上の問題点

##### 1、作家団体のカルテルの疑い

レコードの場合26条3の貸与権をもつものは作曲家と実演家であり、それぞれジャズラックと日本実演家協会が全面許諾を前提に報酬請求を代行しています。数万人いるために個々の任意の禁止期間の意向を反映することが無理であるせいかと思えます。そのため禁止権を行使していません。邦楽3週間禁止は97条3の著作隣接権者である24社のレコードメーカーにより行使されています。この場合もカルテル

となる為レコード協会は禁止権を代行できず、個々のレコードメーカーがCDVJと許諾契約を結んでいます。

本の貸与権は個々の作家に付与されます。レコード会社と異なり、著作隣接権がありません。例えば、作家団体が、禁止6ヶ月、定価の使用料と決めたとします。

この効力は団体に未加盟の作家には及ばず、非許諾の増加が懸念されます。

また加盟作家に対しても禁止を設定するとカルテルの疑惑が発生します。加盟作家との関係ではジャスラックのように全面許諾を条件に報酬徴収のみを行うしかできないように思います。

#### 2、優越的地位の濫用の疑い

仮に出版社が出版契約時に貸与許諾契約を条件つけたら、優越的地位の濫用にならないだろうか

#### 3、差別的な取引の疑い

同協議会は旧来の「貸本業者を貸与権から適応除外する」と言っています。基準としては「1万冊以下」かつ「2000年より前の開業」を考えているようです。

そうするとレンタル店には新刊6ヶ月がない、となりの貸本店には使用料なしで貸し出されるという事態が発生します。これは「差別的取引」そのものではないでしょうか。「法の下での平等にも反する」ということも聞いています。

#### 4、談合の疑い

当初コミック作家の会は報酬請求のみ要求していたようですが、貸与権連絡協議会になってから禁止権行使を決めたように記憶しています。同協議会は作家団体に加え、出版団体、取次店団体、書店組合まで参加しています。権利者だけでなくレンタルに反する利害を持った団体が集まって禁止の制定を決めたとすれば、談合の疑いが出てきます。

独禁法上の問題をクリアしておかないと、貸与権連絡協議会はもとより、協議に参加した大手レンタル店、旧来の貸本屋や、当会も違法行為となり罰則を適応される可能性がある。

#### d、仮に貸与権付与を行うとしても禁止を防ぐ法的措置が必要

附則4条の2項の廃止で適用される貸与権は、個々の作家による禁止権と報酬請求権で構成される、レンタルを生殺与奪する極めて強力な権利である。個々の作家が自著の貸与許諾を意思表示しないとレンタルは違法となる。「貸与権連絡協議会」、及び「21世紀の著作権を考えるコミック作家の会」が、多数いる作家の権利行使の委託を受けることができるのか、はなはだ疑問であり、作家の気まぐれでレンタル禁止が行われる可能性が高い。当然「旧来の貸本業者に対して権利行使を行わない旨の特例措置」も個々の作家から権利行使の委託を受けることが前提であり、独禁法との関係でも有効性にはなはだ疑問が残る。仮に書籍・雑誌に貸与権を付与するにしてもその権利は報酬請求に

とどめるべきです。

貸与権を報酬請求権に限定するには附則4条の2項の廃止だけでは不十分であり、特別な規定が必要となる。さもないと作家の気まぐれでレンタル禁止が行われ、レンタル業自体がなくなる可能性がある。具体的には「報酬請求権のみに限定する」、「報酬請求権は管理団体を通じてのみ行使できる」など禁止権を排除した法的な措置が必要となる。

## 6、検証のまとめ

以上見てきたように、**問題の所在のうち**

- ・「韓国の状況」把握はコミック文化の成長初期の現象を、成熟した日本に単純に当てはめた歴史認識の欠落した解釈の誤りである。
- ・「著作者の経済的利益に対する影響」はすばる書店の実験報告を根拠とするが、新刊販売への部分的な影響を誇張した誤りで、「レンタルによる販売への影響は総販売数のプラスに作用し、レンタル市場の創出は作家の経済的利益にも合致する」と推定される。
- ・「国内の状況」については急速なレンタルコミック店の増加を想定しているが、経営的にも価格論としても根拠のない空騒ぎである。

## 検討結果のうち

- ・「関係者との協議が整った」の関係者たる「全国貸本組合連合会」は慎重な検討を求めている。レンタル業者である当会は明確な反対の意思表示を続けている。
- ・「貸与にかかわる管理事業スキーム」はレンタルつぶしとして働くことは明らかであり、独占禁止法違反の懸念もある。

**総じて報告書(案)の「関係者の合意が形成された事項」に「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止」を掲載することは極めて不当であり、当会は削除を要求し、審議の継続を求める。**

## 7、その他の問題点

その他の「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止に係る問題点は再三に渡り当会は指摘している。うち10月30日付け意見書を添付資料として添付しているので、ご覧いただきたい。なお知る限りでは公貸権を除き、書籍・雑誌に禁止権を伴う貸与権を付与して貸本業が許可制となっている国は無いようである。古書業、貸本業が出版文化を支えてきた歴史から見れば当然のことである。

10月30日に日本弁護士連合会は意見書の中で「書籍に関する貸与権」の創設に関して下記の見解を表明している。当会も同調するものであり、全文引用で結びに変えたい。

## 「慎重な検討を要する項目」

### (1) 「ア」書籍に関する貸与権」の創設

1996年WIPO著作権条約においても、貸与権が付与される著作物は、プログラム、映画、レコードに限られている。また、例えばアメリカ著作権法でも、商業的貸与(“権” 一字加筆)が認められているのは、録音物とプログラム(ゲームソフトを除く)だけである(106条(3)、109条)。日本法において、書籍に関し貸与権が及ばないとするは特異なことではない。

コミックレンタルは、CDやビデオのレンタルとは異なり、無断複製の問題は発生していない。また、レンタルは返しに行くのが面倒であり、購入との価格差が大きくなるとなかなか市場拡大しない。また、主要客層は若年層であって可処分所得が少なく、レンタルを禁止しても直ちに購入に移行するとは考えにくく、そのような層から多種多様な作品に触れる機会を奪うことの弊害が大きいとも言える。さらに、新規レンタル業者は、経営を合理化しただけであって営業形態として従来の貸本屋と原理的に異なることをしているわけではない。

上記観測も踏まえ、実態調査をした上、適切な報酬請求にとどめるといった解決も含め、その功罪を慎重に検討すべきである。」

(注、日弁連意見書の引用文中“商業貸与”は一般には逆の意味にとられかねないため“商業的貸与権”と赤田が一時加筆した)

以上

コミックレンタル有志の会 幹事 浜井識安  
株式会社ビデオシティー 代表取締役  
石川県金沢市間明1丁目 233  
Tel: 076-291-8211 Fax: 076-291-8222

幹事 赤田和博  
株式会社レプトン 取締役  
広島市佐伯区五日市中央1丁目3-36  
Tel: 082-921-5144 Fax: 082-921-6130  
Email [DZZ05065@nifty.ne.jp](mailto:DZZ05065@nifty.ne.jp)

- 資料 8,27法制問題小委員会 資料3添付資料「貸本組合の現状」  
資料 「貸本文化第19号」2001年9月10日発行 貸本文化研究会刊(東京都杉並区高円寺北2-24-15大竹文庫内)の「神奈川古書ニュース」貸本記事抄録」  
資料 8,27法制問題小委員会 資料3添付資料「韓国マンガ出版の現状について」  
21世紀のコミック作家の著作権を考える会

資料 新文化2003年10月2日号「韓国のコミック貸出事情」柴田未来著（「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」の顧問弁護士）

資料 「国際労働経済統計年鑑 2001年版」2003年2月26日発行  
（財）日本ILO協会刊

添付資料 「実験店における新刊への影響」

添付資料 「コミックレンタル部門 現状の収益」

添付資料 「コミックレンタル部門 貸与権付与後の収益」

添付資料 「全国貸本組合連合会」意見書 2003年12月24日付け

添付資料 「コミックレンタル有志の会」意見書 2003年10月30日付け